

国海員第 96 号  
令和 3 年 7 月 16 日

交通政策審議会

会 長 金 本 良 嗣 殿

国土交通大臣

赤 羽 一 嘉



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 35 条第 7 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 385 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）及び海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）を改正することについて、最低賃金法第 35 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。